平成２６年（フ）第１０２号
徳島県徳島市津田町２丁目７番43号　市営住宅10号、旧住所徳島県徳島市津田町２丁目２番７号
債務者　南義禮こと　南　　義禮
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県淡路市志筑1494番地１　田井団地Ｃ―501
債務者　八島　住子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
栃木県真岡市上高間木２丁目31番地２シノザキコーポＢ棟105号
債務者　小堀モト子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第２２７号
兵庫県西宮市前浜町８番１―201号
債務者　鈴木真由美（旧姓宇都宮）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８３号
神戸市兵庫区水木通８丁目１番15号　朝倉ビル402号
債務者　森本　雅宏
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５９号
熊本県上益城郡山都町畑30番地
債務者　長家カヨ子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３７号
熊本市東区秋津町秋田3066番地27
債務者　渡辺　春美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７４号
熊本県合志市野々島4414番地203
債務者　坂本　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８３号
熊本県菊池郡大津町大字大津1556番地１
債務者　浜田　由美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
青森県下北郡大間町大字大間字割石６番地131　小浜アパート20号
債務者　杉本　明子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
青森市富田２丁目６番35号
債務者　小坂　昭二
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭４丁目10番地
債務者　渡邉　和俊
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０９号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭４丁目10番地
債務者　渡邉加奈子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２１号
埼玉県蕨市塚越５丁目42番15号　ル・ダンテ・イイダ402号
債務者　伊東賢一郎
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２２号
埼玉県蕨市塚越５丁目42番15号　ル・ダンテ・イイダ402号
債務者　伊東　敬子（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
埼玉県鴻巣市宮前287番地１　202号室アルスロイヤル
債務者　新坂麻衣子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
さいたま市浦和区領家６丁目11番６号　１―306
債務者　引間　一枝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係